

定 款

(平成 24 年 3 月 13 日一部変更)

公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会

公益財団法人 東京労働者福祉厚生協会 定 款

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益財団法人東京労働者福祉厚生協会という。

（事 務 所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（目 的）

第 3 条 この法人は、厚生年金保険被保険者等の福祉を増進するために必要な施設の建設等を行い、もって労働者及びその家族並びにそれらの高齢者の生活向上に寄与することを目的とする。

（公益目的事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （ 1 ）厚生年金保険被保険者等に対する施設の建設に係わる住宅資金の貸付及びその債権の回収並びに厚生年金保険積立金への償還
 - （ 2 ）前号の債権の回収に係わる団体信用生命保険業務及び特約火災保険業務並びに施設の管理業務
 - （ 3 ）高齢者の福祉を増進するために必要な、住宅施設の老朽化対策・高齢化対策に伴う建て替え事業
 - （ 4 ）前各号に定める事業に付随する調査、研究、出版物の発行に関する事業
 - （ 5 ）その他この法人の目的達成に必要な事業
2. 前項の事業については、東京都及びその周辺県において行うものとする。

（その他の事業）

第 5 条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- （ 1 ）所有する店舗、事務所及び管理する不動産の賃貸事業
- （ 2 ）その他、前号に定める事業に関連する事業

（事業年度）

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(規 律)

第7条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別と基本財産)

第8条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とし、基本財産以外の財産をその他の財産とする。

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の事業計画書及び収支予算書等については、

(1) 毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(2) 主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認又は決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2. 前項の書類等は、法令の定めるところに従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第52条第1項第10号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

2. 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする役員等候補選出委

員会が定員以上の候補者名簿等の資料を評議員会に提出し、評議員会の決議により行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ. その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. その評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ. ハ又は二に掲げる者の配偶者

ヘ. ロから二に掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ. 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

国の機関

地方公共団体

独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

特殊法人又は認可法人

3. 評議員会会長は、評議員会において選定する。

4. 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5. 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権 限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報 酬 等)

第19条 評議員に対する報酬は、各年度の総額が90万円を越えない範囲で、支給することができる。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評 議 員 会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2. 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(3) 役員の報酬並びに費用の額の決定

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認

(6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

(8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団法人及び一般財団法人に関する

法律(以下、「法人法」とする。)」に規定する事項及びこの定款に定める事項

3. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、年1回、毎年度6月に開催する。
3. 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第23条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第24条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

2. 議長は、評議員会の議事を整理するとともに、第16条第1項の役員等候補選出委員会の委員長となる。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第26条 評議員会の議事は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款

に特に規定するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は、評議員として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員の書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上10名以内
- (2) 監事2名以上3名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とし、3名以内を法人法第197条が準用する

第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第32条 理事及び監事は、役員等候補選出委員会が選出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、評議員会の決議によって各々選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
3. 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
4. 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事の内2名以内を、副理事長として、1名を、常務理事に選定することができる。
5. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
6. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
7. 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
8. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
4. 常務理事は、理事長・副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、副理事長に事故があるときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
5. 理事長・副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

- 第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 . 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 . 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 . 増員として選任された理事の任期については、在任中の他の理事の任期の満了する時までとする。
 - 5 . 役員は、第31条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

- 第36条 役員が次の一に該当するときは、役員等候補選出委員会が提出する資料等に基づき、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に

基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報 酬 等)

第37条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 3. 前2項の取扱いについては、第51条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第39条 この法人は、役員が法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧 問)

第40条 この法人に、任意の機関として、5名以内の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
3. 顧問は、事業の重要事項に関し、理事長の諮問に応じ、又は理事会に対し法律や技術などの専門的な立場から意見を述べるものとする。
4. 顧問の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
5. 顧問の報酬等は、理事長が理事会の決議を経て定める。

第2節 理 事 会

(設 置)

第41条 この法人に理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
 - (6) 第39条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第43条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、事業年度毎に2月、5月、11月の年3回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理

事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が召集したとき。

(招 集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3. 理事長は、前条第3項第2号又第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第47条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2. 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、

その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第33条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第51条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 備付け帳簿等

(備付け帳簿及び書類)

第52条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(7) 事業計画書及び収支予算書等

(8) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(12) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第53条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業及び第5条に規定するその他の事業並びに第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第56条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
2. 前項にかかわらず、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の4分の3以上の決議を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
 3. 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」とする。)」第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 4. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第54条 この法人は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第55条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第56条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)に

において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第57条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公告)

第60条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する。

第8章 補 則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
【理事】遠藤幸男 佐原幸雄 南波正仁 穴戸勇武
田辺順一 大森栄司 高橋良昌
【監事】柳川和彦 内藤哲夫 塚本俊弘
4. この法人の最初の代表理事は遠藤幸男、業務執行理事は佐原幸雄・南波正仁とする。
5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
佐々木喜之 高原富一 吉井一喜 須賀由子 長島和夫
渋井昭一 森屋 隆 岡田麻美 野中伸一 吉田常雄

附 則

1. 平成23年6月10日 一部変更（第1回評議員会承認）
2. 平成24年3月13日 一部変更（第2回評議員会承認）

(別 表)

基本財産 (公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)

(財産の種類)	(預金先等)	(金額)
定期預金	中央労働金庫	10,000,000円

(注 : 上記基本財産は、昭和39年設立当初に当時の「東京地方労働組合評議会」・「全労東京地方会議(東京同盟)」・「中立労働組合連絡会議」及び「東京労働者福祉協議会」が出捐したものである。)